

平成28年度の検討等を踏まえた平成29年度の検討等の実施状況

1. 平成28年度の検討等（概要）

平成28年6月に設置された本検討会では、平成28年度中に主に次の3項目について検討等がなされ、(2)パイロット事業については事業を開始したところ。

(1) 手法活用の意義等と全体的な検討の進め方

第4回検討会（平成28年8月22日）までの検討等においては、

- ・平成27年11月に環境省が公表した学識経験者から構成された検討会¹が課題等を含め整理した報告書「生物応答を用いた排水管理手法の活用について」(参考資料1)
- ・本報告書に対する意見等の募集結果(参考資料2)
- ・第2回検討会（平成28年7月12日）で行った事業者及び試験機関へのヒアリング等を踏まえ、「生物を用いた水環境の評価・管理（改善）手法」(以下「本手法」という。)の活用の意義等について主に議論。本手法の活用意義については、その時点の暫定的なものとして一定の整理を実施。(参考資料3)

また、第5回以降の検討会に向けた主な検討課題（論点）と検討スケジュールを整理し、検討会として平成30年度を目途に中間とりまとめを目指すことを了承。(同)

(2) パイロット事業の実施方針検討と事業の開始

(1)の検討の過程では、「本手法の普及に向けて、手法の意義、排水改善等に用いる場合の技術的な有効性、課題等について、関係者が適切に理解できるようにしていくことが重要」である旨の指摘がなされた。

こうした課題への対応を検討するために必要な情報を、関係者が共通の理解を持つことができるような形で収集しつつ、本手法を自ら活用することを考える事業者にとっての活用時の課題等を把握することを目的に、パイロット事業を開始。(参考資料4)

平成28年度のパイロット事業参加事業場は、公募により選定し、14事業場が参加。また、第5回検討会（平成29年3月29日）において、協力が得られた事業場において平成29年度も事業を継続実施することとされた。

(3) 生物応答試験法等検討ワーキンググループ(WG)の設置

第5回検討会では、平成28年度中のパイロット事業の進捗状況等を踏まえ、本手法に係る技術的・専門的議論を要する課題について集中的な検討を行う場として、「生物応答試験法等検討ワーキンググループ(WG)」を設置することを了承。(別紙1)

また、その構成員については、検討会委員等を中心とした学識経験者及び関係者とすることとされた。(その後参加承諾が得られたWG委員：別紙2)

¹ 生物応答を利用した排水管理手法の活用に関する検討会

2. 平成 29 年度の検討等の実施状況

(1) 平成 28 年度から開始したパイロット事業（議題 2、資料 2）

参加事業場

- ・ 28 年度に参加した 14 事業場のうち、9 事業場が継続参加

事業の進捗状況（概要）

- ・ 28 年度に実施した生物応答試験の結果を踏まえ、試験結果の経年変化又は季節変動、排水に生態影響が一定以上見られた場合の原因調査等を実施
- ・ 特に 27 年度以前の環境省事業で試験実施の実績がある事業場においては、これらも踏まえ、WG の助言等を受けつつ具体的な実施方法等を検討

(2) WG における本手法の技術的特徴、課題等の検討・整理（議題 3、資料 3）

WG の開催状況・主な議題²

第 1 回 WG	6 月 21 日	今後の検討の進め方について
第 2 回 WG	7 月 12 日	本手法の技術的な検討課題について
第 3 回 WG	8 月 21 日	
第 4 回 WG	9 月 25 日	本手法の技術的事項に関する現時点の整理の方向性について
第 5 回 WG	10 月 13 日	本手法の技術的事項に関する現時点の整理について
第 6 回 WG	11 月 29 日	

主な検討の経過

- ・ 第 5 回検討会（平成 29 年 3 月 29 日）の時点では、WG は夏頃までに数回程度開催して平成 29 年度から新たに開始するパイロット事業（例：急性毒性に着目した生物応答試験を利用）等について議論し、その状況を踏まえ本検討会を開催することが想定されていた。（参考資料 3）
- ・ しかし、実際に WG で議論を重ねる過程で、急性毒性試験等に着目した新たなパイロット事業を実施するより、平成 28 年度から開始したパイロット事業等で既に得られた知見をもとに本手法の技術的特徴等を整理し、平成 28 年度の検討会で暫定的に整理された「現時点で考えられる本手法活用の意義」について更に議論を深める方が良いとの認識が、WG 委員間で共有されるようになった。

WG に関する今後の予定

- ・ 検討会で了承が得られれば、WG を継続開催し、平成 28 年度から開始したパイロット事業の具体的な実施方法等について適宜助言等しつつ、同事業で得られる知見を最大限に活用し、本手法に関する技術的課題等について必要な議論を行う予定。

² 各回の WG は非公開で開催

「生物応答試験法等検討ワーキンググループ（WG）」設置要綱

1. 目的

環境省では、平成 28 年 6 月より「生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、生物を用いた水環境の評価・管理（改善）手法（以下「本手法」という。）を用いる場合の有効性や課題も含めた活用の在り方等について検討を進めている。

今般、検討会で指摘された本手法に関する検討課題のうち、技術的・専門的な議論を要すると考えられるものについて、これらに係る対応方策の考え方、具体的な方策の内容、方策の有効性等を専門的かつ集中的に検討するため、検討会の下に、検討会委員等を中心とした学識経験者及び関係者から構成される「生物応答試験法等検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

WGの検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業場からの排水に対して慢性毒性に係る生物応答試験を活用する本手法を用いる場合の技術的な課題、その対応方策、有効性等（試験結果の解釈・評価に関する課題、試験コスト等の低減方策等を含む）
- (2) 事業場からの排水に対して急性毒性に係る生物応答試験を活用する本手法を用いる場合の暫定的な試験法とその考え方
- (3) 公共用水域を対象とした生物応答試験に関する技術的な課題、対応方策とその考え方等
- (4) 海産生物を用いた生物応答試験に関する技術的な課題等

3. WGの構成

- (1) WGは、検討会を構成する学識経験者、事業者、地方自治体、試験分析機関関係者等の委員をもって構成する。
- (2) 委員は、必要に応じ、WG座長の了解を得た上で追加又は変更できるものとする。

4. 座長

- (1) WGには座長を置く。座長はWGの議事運営にあたる。
- (2) 座長は、検討会の了解を得て選任される。

5. 事務局

WGの事務局は、環境省水・大気環境局水環境課及び本手法に関する検討に係る環境省の各年度の業務について請負う事業者において行う。

6. WGの取扱い

- (1) WGの検討状況は、検討会座長の求めに応じ検討会に報告されなければならない。
- (2) WGは、個別の調査事例等に係る評価等に関する議論を含むことから、原則として非公開とする。
ただし、あらかじめ座長から公開の指示があった場合はその限りでない。

生物応答試験法等検討ワーキンググループ（WG）委員名簿

（敬称略、五十音順）

- 池 道彦 大阪大学大学院工学研究科教授
- 楠井 隆史 富山県立大学工学部環境工学科教授
- 佐藤 友治 日本製紙連合会技術環境部専任調査役
- 高澤 彰裕 一般社団法人日本経済団体連合会環境安全委員会
環境リスク対策部会環境管理ワーキンググループ座長
- 田中 宏明 京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授
- 新野 竜大 株式会社LSIメディエンス環境リスク評価センター
環境影響評価グループグループリーダー
- （座長）藤江 幸一 横浜国立大学先端科学高等研究院客員教授
- 村上 仁一 一般社団法人日本化学工業協会環境部会主査
- 山守 英朋 名古屋市環境科学調査センター環境科学室主任研究員

平成 29 年 11 月末時点